

## アンケート用紙（下請用）

会社名		許可番号	
記入者名		電話番号	
住所			
下請の種別	下請（１次・２次・３次以下） ※該当するものに○をしてください。		

※建設業の許可を受けていない場合は、「許可番号」の記入は不要です。

### 1 技能労働者の賃金水準について

#### （１－１）

平成２５年４月以降、定期昇給以外で雇用している技能労働者の賃金水準を上げた、あるいは今後引き上げる予定がありますか。該当する番号に○印を記入してください（複数回答可）。

- 1 基本給や毎月の手当など、毎月の給与を上げた（引き上げる予定を含む） ⇒（１－２）へ
- 2 ボーナスや一時金など、不定期の給与を増やした（増やす予定を含む） ⇒（１－２）へ
- 3 その他の給与を増やした（増やす予定を含む） ⇒（１－２）へ
- 4 賃金水準を上げておらず、今後も引き上げる予定はない ⇒（１－３）へ
- 5 賃金水準を引き下げた（引き下げる予定を含む） ⇒（１－３）へ

#### （１－２）

賃金水準を上げた理由（予定を含む）について、該当する番号に○印を記入してください（複数回答可）。

- 1 公共工事設計労務単価が上昇したため ⇒（１－３）へ
- 2 所属建設業団体等の要請を受けたため ⇒（１－３）へ
- 3 発注者や元請負人と、賃金上昇を見込んだ契約ができたため ⇒（１－３）へ
- 4 受注量が増えるなど、業績が好調で、以前よりも賃金に回せる資金を確保できるようになったため ⇒（１－３）へ
- 5 労働者からの賃上げ交渉を受けたため ⇒（１－３）へ
- 6 周りの実勢価格が上がっており、引き上げなければ必要な労働者が確保できないため ⇒（１－３）へ
- 7 社会保険等へ新たに加入したため ⇒（１－３）へ
- 8 若者の入職促進など、業界全体の発展に必要と考えたため ⇒（１－３）へ
- 9 その他（具体的に： \_\_\_\_\_） ⇒（１－３）へ

#### （１－３）

現在の賃金水準（予定を含む）について適切な水準であると思いますか。該当する番号に○印を記入してください。

- 1 適切な水準であると思う
- 2 適切な水準とは思わない

## 2 休暇形態について

(2-1)

技能労働者の休暇形態について、貴社が雇用する技能労働者に対して、どのような休暇形態を採用していますか。該当する番号に○印を記入してください。

- |   |            |   |       |           |
|---|------------|---|-------|-----------|
| 1 | 4週4休（週休1日） | ⇒ | (2-2) | へ         |
| 2 | 4週6休       | ⇒ | (2-2) | へ         |
| 3 | 4週8休（週休2日） | ⇒ | (2-2) | へ         |
| 4 | 該当なし       | ⇒ | (2-2) | へ         |
| 5 | その他（具体的に：  |   | )     | ⇒ (2-2) へ |

(2-2)

週休2日の実施に向けて、どのようなことが必要だと思いますか。該当する番号に○印を記入してください（複数回答可）。

- |   |                |  |   |
|---|----------------|--|---|
| 1 | 余裕を持った適正な工期の設定 |  |   |
| 2 | 休日を見込んだ工事価格の設定 |  |   |
| 3 | 公共工事における発注の平準化 |  |   |
| 4 | 発注者や業界の意識改革    |  |   |
| 5 | 人員の確保          |  |   |
| 6 | その他（具体的に：      |  | ) |

## 3 社会保険等への加入状況について

(3-1)

社会保険等（①健康保険、②厚生年金保険、③雇用保険）の企業における現在の加入状況について、それぞれ該当する番号に○印を記入してください。

※「適用除外」とは、企業において従業員規模等により各保険の適用が除外される場合をいいます。

※健康保険について、必要な手続き（健康保険被保険者適用除外承認申請による承認）を行って国民健康保険組合に加入している場合も、「適用除外」に○印を記入してください。

- |         |   |   |        |   |         |   |      |   |
|---------|---|---|--------|---|---------|---|------|---|
| ①健康保険   | ( | 1 | 加入している | 2 | 加入していない | 3 | 適用除外 | ) |
| ②厚生年金保険 | ( | 1 | 加入している | 2 | 加入していない | 3 | 適用除外 | ) |
| ③雇用保険   | ( | 1 | 加入している | 2 | 加入していない | ) |      |   |

⇒①、②、③のいずれかで「2」と回答した場合、(3-2)以降を回答してください。

(3-2)

社会保険等への今後の加入予定について、該当する番号に○印を記入してください。

- |   |          |   |       |   |
|---|----------|---|-------|---|
| 1 | 今後加入する   | ⇒ | (3-3) | へ |
| 2 | 今後も加入しない | ⇒ | (3-4) | へ |

(3-3)

今後加入する理由について、該当する番号に○印を記入してください（複数回答可）。

- 1 許可行政庁から指導を受けたから
- 2 元請負人から指導を受けたから
- 3 未加入だと元請負人から工事を受注できないから
- 4 今回、公共工事設計労務単価が上昇したから
- 5 元請人が法定福利費を考慮してくれるようになったから
- 6 その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

(3-4)

今後も加入する予定はない理由について、該当する番号に○印を記入してください（複数回答可）。

- 1 公共工事の元請負人が、法定福利相当額を含む契約額の引き上げに応じてくれない。
- 2 公共工事において、請け負った金額が低く、法定福利費が捻出できない。
- 3 民間工事の発注者や元請負人が、法定福利相当額を含む契約額の引き上げに応じてくれない。
- 4 民間工事において、請け負った金額が低く、法定福利費が捻出できない。
- 5 受注者の立場では、発注者や元請人に対し、法定福利費を求めづらい。
- 6 赤字補てんや運転資金に充当する必要があるが、社会保険等に加入する余裕がない。
- 7 建設機械の購入など他の用途に充当したい。
- 8 他社との競争上、法定福利費を負担することができない。
- 9 経営の先行きが不透明で経費増となる加入に踏み切れない。
- 10 加入させるためにいくら必要なかわからない。
- 11 加入させるための手続きがよくわからない。
- 12 技能労働者本人が加入したがない。
- 13 自社には加入させるべき技能労働者がいない。
- 14 いずれ廃業する予定である。
- 15 その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

#### 4 宇部市建設工事に関する公契約指針について

(4-1)

本市では、これまでの入札契約制度の改正等を踏まえ、地域経済の健全な発展に寄与することを目的として、「入札及び契約の適正化の推進」、「適正な労働環境の整備」、「地域経済の健全な発展」を3つの基本方針とした宇部市建設工事に関する公契約指針（以下「指針」という。）を制定し、平成30年4月1日から施行しましたが、内容について、どの程度知っていますか。該当する番号に○印を記入してください。

- 1 指針が制定されたことは知っており、内容もおおむね理解している
- 2 指針が制定されたことは知っており、内容も少しは理解している
- 3 指針が制定されたことは知っているが、内容は全く理解していない
- 4 指針が制定されたことを、このアンケートではじめて知った

## 5 元請下請関係の適正化について

(5-1)

公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置等で、設計労務単価の増額等の変更契約後、元請業者との間で既に締結していた請負代金の変更がありましたか(過去1年間)。該当する番号に○印を記入してください。

- 1 ある ⇒ (5-2) へ
- 2 ない ⇒ (5-2) へ
- 3 該当工事が無い ⇒ (5-2) へ
- 4 該当工事があるかどうか分からない ⇒ (5-2) へ

(5-2)

下請工事において、元請負人から不当な要求等をされたことはありますか(過去1年間)。該当する番号に○印を記入してください。

- 1 ある ⇒ (5-3) へ
- 2 ない

(5-3)

不当な要求等の内容はどんなものですか。該当する番号に○印を記入してください(複数回答可)。

- 1 見積依頼がなく契約に至った、若しくは見積依頼があったが、見積を全く考慮されずに契約に至った
- 2 下請契約の締結時に元請負人から指値され、合意を得ることなく契約に至った
- 3 工期の設定が極めて短期間であり不適正であったものの、合意を得ることなく契約に至った
- 4 書面による契約の締結を拒否された
- 5 下請契約の締結が工事着手後であった
- 6 追加・変更工事の発生又は工期の延長が必要だったにもかかわらず、追加・変更契約の締結を拒否された
- 7 120日を超える手形を交付された
- 8 下請代金受取時に不当に支払の保留をされた
- 9 下請代金受取時に、こちらが合意することなく赤伝処理された
- 10 労働災害防止対策に要する経費について、適正に見積を行い元請に交付又は提示したにもかかわらず、その支払が認められなかった
- 11 下請代金の消費税相当額の転嫁が認められなかった
- 12 こちらの責任ではないにもかかわらず、元請負人からやり直し工事を強いられ、その費用を一方的に負担させられた
- 13 工事代金を一部もしくは全く払ってもらえなかった
- 14 その他(具体的に: )

6 その他

その他、ご意見等がありましたらご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。